

(証券コード 2778)
2019年4月26日

株 主 各 位

愛知県稲沢市天池五反田町1番地
パレモ・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 吉 田 馨

第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年5月15日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年5月16日（木曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県稲沢市正明寺三丁目114番地
名古屋文理大学文化フォーラム（稲沢市民会館）中ホール
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第34期（2018年2月21日から2019年2月20日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第34期（2018年2月21日から2019年2月20日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款の一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.palemo.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

なお、本招集ご通知に添付しております事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.palemo.co.jp/>) にて、修正後の内容をご案内いたします。

(添付書類)

事業報告

(自 2018年2月21日)

(至 2019年2月20日)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に個人消費の持ち直しも見られ、景気は緩やかな回復基調が継続する一方で、海外経済におきましては、米中間の通商問題や中国経済の成長鈍化など不安定な状況が見られるなど、先行きは不透明な状況で推移しました。

当社グループが属する専門店業界におきましては、インバウンド需要の継続などにより堅調な推移となる業種も一部で見られましたが、業界全体では慢性的な人手不足による人件費の高騰や、相次ぐ自然災害、天候不順等の影響もあり、厳しい環境で推移しました。

このような環境の中、当社グループにおきましては、今後のグループ全体の成長を目的に、当連結会計年度を初年度とした中期経営計画を策定し、アパレル事業におきましては、シーズンMD（マーチャンダイジング）の精度向上による品揃え及び在庫の最適化を追求するとともに、雑貨事業におきましては、各業態でのMD再編を進めることで、基幹事業の更なる競争力向上に取り組んでまいりました。また今後の成長エンジンの創出として、アパレル事業の新規ブランドと雑貨事業の300円均一雑貨ショップを中心に、新規出店を加速し、店舗数の純増についても注力してまいりました。

その結果、アパレル事業におきましては、酷暑や暖冬といった天候不順による影響を受けながらも、シーズンMD（マーチャンダイジング）の精度向上と適正在庫コントロールを徹底したことで、年間通して安定的な推移となりました。一方、雑貨事業におきましては、300円均一雑貨ショップの「イルーシー300」で積極的に出店を行ったことで店舗数及び売上増につながったものの、バラエティ雑貨ショップでシーズン商品の不振に加え、ヒット商品にも恵まれなかったことから苦戦が続きました。このような状況から、全社の既存店売上高前年比は97.6%にとどまりました。

店舗の出退店におきましては、アパレル事業の主力ブランドとして位置付けている「ルディックパーク」で10店舗、雑貨事業の成長ブランドとして位置付けている「イルーシー300」で20店舗出店するなど、合計38店舗を出店する一方で、急激な商環境の悪化で不採算となった店舗や、契約満了となった店舗など、合計29店舗を閉店した結果、当連結会計年度末現在の店舗数は478店舗となりました。またFC（フランチャイズ）事業におきましては、つくばイーアス店が契約満了で閉店したことにより、期末店舗数は10店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度におきましては、売上高232億68百万円（前年同期比0.0%増）、営業利益7億円（前年同期比5.5%減）、経常利益7億12百万円（前年同期比7.3%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に退職給付制度改定益として1億59百万円を特別利益に計上したことに加え、税効果会計に伴う法人税等調整額△1億65百万円を計上しておりましたが、当連結会計年度におきましては法人税等調整額が11百万円の計上となったため、5億53百万円（前年同期比41.7%減）となりました。

(2) 事業セグメント別の売上高の状況

事業セグメント	第 34 期（当連結会計年度）		前連結会計年度 対比率（%）
	売上高（千円）	構成比（%）	
店舗小売事業	22,512,217	96.8	100.1
F C 事業	564,431	2.4	87.7
その他事業	191,905	0.8	139.5
合計	23,268,554	100.0	100.0

2. 設備投資の状況

当連結会計年度は、総額 8 億円の投資を行いました。

このうち店舗新設に伴う建物・設備に 4 億 52 百万円、新設店舗賃借に係る保証金として 1 億 94 百万円、既存店の改装及びシステム投資等に 1 億 53 百万円の投資を行っております。これらに必要な設備投資資金は自己資金及び借入金により充当しております。

なお、当連結会計年度における当社グループの店舗展開は、イルーシー 300 岐阜モレラ店をはじめとする計 38 店舗を新規出店、既存店舗活性化のため計 14 店舗を改装、不採算店等 29 店舗を退店したことにより、期末店舗数は 478 店舗となりました。

3. 資金調達の様況
該当事項はありません。
4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況
該当事項はありません。
5. 他の会社の事業の譲受けの様況
該当事項はありません。
6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況
該当事項はありません。
7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況
該当事項はありません。

8. 対処すべき課題

今後対処すべき課題は、次のとおりであります。

(1) 基幹事業の競争力強化による収益安定化

今後も引き続き、少子高齢化、人口減少社会が進行し、国内市場の拡大に期待が持てない中におきましては、当社グループの基幹事業であるアパレル及び雑貨事業が展開するすべてのブランドで同業他社との競争力を高め、顧客からの支持を獲得し続けていくことが、収益を安定させる上で最も重要な課題と考えております。過去4年間でMD（マーチャンダイジング）精度の向上に向けた施策に取り組み、特にアパレル事業で商品供給の最適化、商品鮮度の改善を実現することができましたが、今後更に業績を維持向上させていくためにも、雑貨事業も含めたすべてのブランドにおきまして、商品供給と販売サービスの両面での質を向上させることで、基幹事業の収益性を高めてまいります。

(2) 新規出店の拡大と成長事業への投資による増収基盤の構築

当社グループが永続的安定成長を遂げていくためには、既存事業の主力ブランドで新規出店の拡大を進めるとともに、多様化する消費者ニーズやマーケットニーズを的確にとらえた新たな業態やブランドにチャレンジするなど、新たな収益基盤も構築する必要があると考えます。当面は、アパレル事業におきましては、引き続き「ルディックパーク」を新規出店の柱に据え、雑貨事業におきましては、現在拡大を進めている「イルーシー300」の出店を更に加速してまいります。またEC（ネット通販）事業におきましては、当連結会計年度に事業規模拡大に向けた本格的な投資と体制の拡充を行いました。今後、手を緩めることなく成長加速に向けた様々な施策に取り組んでまいります。

(3) 永続的安定成長を前提とした人財育成

当社グループが属する専門店業界におきましては、人手不足が深刻化しており、店長をはじめとする販売スタッフの人財確保が大きな課題であると考えております。また当社グループが今後更なる成長を目指していく中におきましては、既存事業に携る本部スタッフの拡充のほか、新たな事業にも挑戦できる人財が必要であると考えます。そのためにも、グループ内の重要な資源である人財につきましても、より多くの従業員が活躍できる場を広げていくほか、引き続き若手幹部の積極的登用を進め、次世代リーダーの育成にも注力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

9. 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

項 目	株式会社パレモ 第 31 期 (自 2015年2月21日 至 2016年2月20日)	株式会社パレモ 第 32 期 (自 2016年2月21日 至 2017年2月20日)	第 33 期 (自 2017年2月21日 至 2018年2月20日)	第 34 期 (当連結会計年度) (自 2018年2月21日 至 2019年2月20日)
売 上 高	27,302,073	24,693,436	23,262,319	23,268,554
経 常 利 益	188,531	645,819	768,620	712,545
当期純利益又は当期純損失(△)並びに親会社株主に帰属する当期純利益	△313,269	324,320	949,262	553,412
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△26円01銭	26円93銭	78円82銭	45円96銭
総 資 産	10,421,541	10,984,139	10,381,657	11,338,884
純 資 産	1,752,828	2,076,998	3,025,789	3,522,319

(注) 当社は、第33期より連結計算書類を作成しております。第31期及び第32期の数値は、ご参考として株式会社パレモ(現パレモ・ホールディングス株式会社)の数値を記載しております。

10. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社パレモ	10百万円	100%	レディースアパレル、バラエティ 雑貨、バッグの専門店チェーン

(注) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

11. 主要な事業内容

当社グループは、当社を純粋持株会社とする2社(当社を含む)によって形成される企業グループであり、ティーンズヤングからヤングミセスまでのレディースを対象とした婦人洋品・婦人服及び生活雑貨、バッグの販売を主要業務とした小売業及びその関連事業を営んでおります。

12. 主要な事業所

- (1) 当社本店 愛知県稲沢市天池五反田町1番地
 (2) 当社グループの店舗 (地域別分布は次のとおりであります。)

都道府県	店舗数	都道府県	店舗数	都道府県	店舗数	都道府県	店舗数	都道府県	店舗数
北海道	26	青森県	10	岩手県	4	宮城県	10	秋田県	2
山形県	6	福島県	13	茨城県	10	栃木県	12	群馬県	5
埼玉県	16	千葉県	29	東京都	29	神奈川県	23	新潟県	10
富山県	7	石川県	6	福井県	7	山梨県	3	長野県	12
岐阜県	13	静岡県	20	愛知県	50	三重県	15	京都府	5
大阪府	14	兵庫県	13	奈良県	2	和歌山県	3	鳥取県	2
岡山県	3	広島県	11	山口県	9	徳島県	2	香川県	1
愛媛県	3	高知県	2	福岡県	24	佐賀県	6	長崎県	6
熊本県	8	大分県	7	宮崎県	3	鹿児島県	5	沖縄県	11
総店舗数								478店舗	

13. 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
158名	2名増	46.4才	22.5年

- (注) 1. 従業員数は、当連結会計年度末従業員数であります。
 2. 従業員数には、当連結会計年度中平均雇用人数の嘱託社員563名及びパートタイマー1,274名(8時間勤務換算)は含んでおりません。

14. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	500,000千円
株式会社大垣共立銀行	500,000千円
株式会社京都銀行	400,000千円
株式会社名古屋銀行	333,600千円
株式会社愛知銀行	300,000千円
日本生命保険相互会社	100,000千円
株式会社りそな銀行	100,000千円

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・スリー投資事業組合 エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・ツー株式会社	6,040,042株	50.16%
岩 間 公 一	1,324,533株	11.00%
パ レ モ 従 業 員 持 株 会	197,423株	1.64%
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	133,400株	1.11%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	130,118株	1.08%
伴 裕 康	75,200株	0.62%
旭 一 彌	60,030株	0.50%
岩 間 商 事 株 式 会 社	58,673株	0.49%
今 泉 徳 二	50,000株	0.42%
細 江 直 樹	40,000株	0.33%

（注）持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する割合であります。

2. その他株式に関する重要な事項

- (1) 発行可能株式総数 27,360,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,051,384株（うち自己株式 9,932株）
- (3) 株主数 7,659名

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日における新株予約権の状況

名称 (発行年日)	個数	目的たる株式 の種類及び数	1個当たり の発行価額	行使価額	行使可能期間
第1回新株予約権 (2018年6月4日)	450個	普通株式45,000株 (新株予約権1個当 たり100株)	34,700円	行使によって 交付を受ける 株式1株当 たり1円	2018年6月4日 2048年5月31日

(注) 上記新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

- ①新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間内において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役及び従業員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。
- ②新株予約権者は、上記①の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転契約について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能総数を超過することとなるときは、当該新株予約権を行行使することはできない。
- ⑤各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行年月日)	取締役 (社外取締役を除く)		監査役	
	個数	保有者数	個数	保有者数
第1回新株予約権 (2018年6月4日)	393個	3名	19個	1名

3. 当事業年度中に当社従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

当社は、2018年6月4日、当社子会社の役員2名に対し、上記の第1回新株予約権38個を割り当てました。

4. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2019年2月20日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況等
吉田 馨	代表取締役社長		株式会社パレモ代表取締役社長
永井 隆司	専務取締役	管理担当兼子会社担当	
福井 正弘	取締役	社長室長	
竹中 幹雄	取締役		フェニックス・キャピタル・グループ エンデバー・ユナイテッド株式会社 マネージングディレクター 株式会社ジャヴァホールディングス取締役
木根 渕明	取締役		株式会社ジャヴァホールディングス 取締役副社長
永田 昭夫	取締役		公認会計士永田昭夫事務所所長 日本トランスシティ株式会社社外監査役 竹田印刷株式会社社外監査役
赤塚 憲昭	取締役		
土田 新一郎	常勤監査役		株式会社パレモ監査役
平岡 繁	監査役		平岡公認会計士事務所所長 フェニックス・キャピタル株式会社監査役 エンデバー・ユナイテッド株式会社監査役
今枝 剛	監査役		公認会計士今枝会計事務所所長 税理士法人ブレインワン代表社員 ナトコ株式会社社外監査役
川口 直也	監査役		川口直也法律事務所所長

- (注) 1. 取締役のうち永田昭夫氏及び赤塚憲昭氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、取締役永田昭夫氏及び赤塚憲昭氏を株式会社東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ております。
3. 監査役のうち今枝 剛氏及び川口直也氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 当社は、監査役今枝 剛氏及び川口直也氏を株式会社東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ております。
5. 監査役今枝 剛氏は、公認会計士、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また監査役川口直也氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 当事業年度中に就任した取締役
2018年5月17日開催の第33回定時株主総会において、新たに福井正弘氏及び赤塚憲昭氏が取締役を選任され、就任いたしました。
7. 当事業年度中に就任した監査役
2018年5月17日開催の第33回定時株主総会において、新たに川口直也氏が監査役を選任され、就任いたしました。
8. 当事業年度中に退任した監査役
2018年5月17日開催の第33回定時株主総会終結の時をもって、監査役中村 弘氏は任期満了により退任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役竹中幹雄氏及び木根渕明氏、社外取締役永田昭夫氏及び赤塚憲昭氏並びに監査役平岡 繁氏、社外監査役今枝 剛氏及び川口直也氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金120万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

	報酬等の額	
	人 員	報酬等の額
取 締 役	7名	70,062千円
監 査 役	5名	18,259千円
合 計	12名	88,321千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の支給額には、当事業年度に係る役員賞与7,035千円(5名分)が含まれております。
3. 監査役の支給額には、当事業年度に係る役員賞与2,080千円(3名分)が含まれております。
4. 当事業年度末現在の取締役は7名(うち社外取締役は2名)、監査役は4名(うち社外監査役は2名)であります。上記の監査役の員数と相違しておりますのは、2018年5月17日開催の第33回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名が含まれているためであります。

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者の兼職状況

区 分	氏 名	兼職先等	当該兼職先と当社の関係
社外取締役	永 田 昭 夫	公認会計士永田昭夫事務所所長	公認会計士永田昭夫事務所とは、重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	今 枝 剛	公認会計士今枝会計事務所所長	公認会計士今枝会計事務所とは、重要な取引その他の関係はありません。
		税理士法人ブレインワン代表社員	税理士法人ブレインワンとは、重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	川 口 直 也	川口直也法律事務所所長	川口直也法律事務所とは、重要な取引その他の関係はありません。

(2) 他の法人等の社外役員の兼職状況

区 分	氏 名	兼職先等	当該兼職先と当社の関係
社外取締役	永 田 昭 夫	日本トランスシティ株式会社社外監査役	日本トランスシティ株式会社とは、重要な取引その他の関係はありません。
		竹田印刷株式会社社外監査役	竹田印刷株式会社とは、重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	今 枝 剛	ナトコ株式会社社外監査役	ナトコ株式会社とは、重要な取引その他の関係はありません。

(3) 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。

(4) 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	発言の状況
永田昭夫	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回出席	—	取締役会の議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
赤塚憲昭	就任後開催の取締役会11回すべてに出席	—	取締役会の議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
今枝剛	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席	当事業年度開催の監査役会14回すべてに出席	取締役会の議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また監査役会においても必要な発言を適宜行っております。
川口直也	就任後開催の取締役会11回すべてに出席	就任後開催の監査役会10回すべてに出席	取締役会の議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また監査役会においても必要な発言を適宜行っております。

(5) 社外役員の報酬等の総額等

	人員	当社からの報酬等の総額
社外役員の報酬等の総額等	5名	7,970千円

- (注) 1. 社外役員の支給額には、当事業年度に係る役員賞与1,020千円(4名分)が含まれております。
2. 上記には、2018年5月17日開催の第33回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 会計監査人の報酬等の額

①	報酬等の額	25,200千円
②	当社及びその子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,200千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の執行状況の相当性など報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、法令(会社法第340条第1項の各号)の定めに基づき、相当の事由が生じた場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任し、また会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査役会が当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

VI. 会社の体制及び方針

内部統制システム構築の基本方針については、以下のとおり取締役会にて決議をしております。

1. 取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、企業理念、経営指針、パレモ信条をグループの行動規範とし、法令・定款及び社会的規範を遵守し、適法かつ公正な企業活動の推進に努める。また職務の執行にあたり遵守すべき規範を「企業倫理基準」として定め、取締役及び執行役員（以下、取締役等という）並びに従業員に対し周知する。従業員が業務上遵守すべきルールは、取締役会の承認を得た基本規程を基に業務を所管する各部署が規則・業務マニュアルとして定め、その徹底を図る。
 - (2) 当社は、グループ全体のリスク管理を統括する機関として、当社の取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、当社及びグループ各社のコンプライアンス推進のための活動・教育を実施する。取締役社長直轄の監査室は、コンプライアンス関連規定の遵守状況について、当社及びグループ各社に対し定期及び特別監査を実施し、取締役社長及び担当取締役に報告する。
 - (3) 当社及びグループ各社は、コンプライアンス上疑義がある行為について、通報を受け付ける社内通報制度（ヘルプライン）に従業員及び取引先に対し設置する。通報受付部署を当社の総務人事部とし、通報内容に対し迅速な調査・対応を行うとともに、法令・ルール違反には、当社及びグループ各社の社内規定に基づき厳正に対処する。
 - (4) 取締役等は、重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実が発生した場合には、直ちに監査役に報告するとともに取締役会に報告し、不適合の是正を行う。
 - (5) 監査役は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合しているか監査し、監査機能の実効性の向上に努める。
 - (6) 当社は、反社会的勢力を排除し、関係を遮断するために、警察、弁護士等の外部機関、業界団体及び地域社会との連携強化を図り、組織としての対応に努める。

2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 当社及びグループ各社は、株主総会議事録、取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係わる情報は、文書(電磁的記録を含む)に記録し、文書管理規程に基づき適切に保存・管理する。また取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できる。
3. 損失の危険の管理に関するその他の体制
 - (1) 当社は、グループ全体のリスクの発生の阻止・低減及びリスク発生時の的確なリスク管理体制の構築を目的に、「リスクマネジメント基本規程」等のリスク管理規則を定める。
 - (2) 当社及びグループ各社は、リスクマネジメント委員会にて、グループ全体のリスク(経営、事故・災害、コンプライアンス)の把握を行うとともに、リスクの回避・低減のための対策の実施、監視及び改善等の活動を展開する。
 - (3) 当社は、グループ全体の不測事態の発生には、リスク管理規定に基づき、担当取締役の指揮のもと、迅速かつ適切な対応を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、経営の的確かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会のほか、当社及びグループ各社の社長、取締役、執行役員、監査役及び部長で構成する経営会議を毎月1回開催し、業務執行上の重要事項について報告・検討を行う。
 - (2) 取締役会は、「職務分掌規程」、「職務権限規程」並びに「申請手続規程」を定め、適切かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。
5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該会社への報告に関する体制
 - ①当社は、グループ経営の効率化と企業集団としての健全な発展を目的に「関係会社管理規程」を定め、グループ各社で共有し、かつ企業集団経営に必要な規程類を整備する。また「関係会社管理規程」において、グループ各社の株主総会付議事項及びその他重要事項について、当社に報告又は承認を得ることを定め、グループ各社に義務づける。

- ②当社は、グループ各社の決算書、事業計画等に関する報告書を半期毎に作成し、当社取締役会に報告する。
 - ③当社は、グループ各社の社長に対する面談を必要に応じて実施し、グループ経営方針の確認、各社の経営状況の把握、その他グループの重要課題の検討を行う。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ①当社は、当社及びグループ各社のリスクの発生を阻止・低減及びリスク発生時の的確な対応を可能とすることを目的に、「リスクマネジメント基本規程」等のリスク管理規定を定め、リスク管理体制を構築する。またグループ各社に対し、当社の「リスクマネジメント基本規程」等のリスク管理規定を周知徹底させ、当社に準じた社内規程をグループ各社に整備させる。
 - ②当社は、グループ各社を含めたリスク管理を統括する機関として、当社に取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置する。またグループ各社におけるリスクの発生時には、「危機管理マニュアル」に基づき緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑えるため、迅速かつ適切な対応を行う。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①当社は、「関係会社管理規程」において、グループ各社の株主総会付議事項その他重要事項について、当社に報告又は承認を得ることを定め、グループ各社に義務づける。
 - ②当社は、グループ各社の社長に対する面談を必要に応じて実施し、グループ経営方針の確認、各社の経営状況の把握、その他グループの重要課題の検討を行う。
 - ③当社は、グループ各社における経営の的確かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会のほかに、経営会議等の会議を定期的を開催し、業務執行上の重要事項について報告・検討を行う。また各社における職務分掌、職務権限並びに決裁権限に関する規定を定め、適切かつ効率的に職務の遂行が行われる体制を構築する。
- (4) 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ①当社は、企業理念、経営指針、パレモ信条等のグループ行動規範を、グループ各社の取締役等及び従業員へ周知する。

- ②当社は、グループの全従業員を対象とする、コンプライアンス上疑義がある行為について、通報を受け付ける社内通報制度（ヘルプライン）を設置し、当社及びグループ各社のコンプライアンス体制を推進する。
- ③当社は、グループ各社に取締役及び監査役を派遣し、グループ各社の取締役会等の主要な会議に出席させ、グループ各社の経営状況等の把握を行う。
- ④当社の総務人事部は、グループ各社の内部統制を含めて管理・監督する。また社長室は、グループ各社の業績管理や業務状況の確認、必要に応じた改善を行い、必要に応じて、定期的に取り締役会、経営会議へ報告することとする。また監査室は、グループ各社に対し、定期及び特別監査を実施し、当社の代表取締役及び監査役に報告する。
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、財務報告の信頼性を確保するために、全社的內部統制の状況及び業務プロセスについて、「財務報告内部統制委員会」の方針に基づき評価・改善・是正及び文書化を行うものとする。
7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性並びに監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役（監査役会）は、監査室もしくは他に所属する従業員に対し、自らの職務遂行のために必要となる事項を命ずることができる。この場合、当該従業員は、その命令に関して監査室長並びに担当取締役及び部門長の指揮命令を受けない。また当該従業員は、監査役の指示に忠実に従うものとする。
8. 当社及び子会社の取締役等及び従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 当社及びグループ各社の取締役等及び従業員は、監査役（監査役会）に対し法定の事項に加え当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事項、職務の執行状況、内部監査の実施状況、社内通報制度による従業員・取引先からの通報状況及びその内容を速やかに報告する。

- (2) 当社及びグループ各社の取締役等及び従業員は、社内通報制度（ヘルプライン）へ公益通報をした者並びに監査役に前号の報告をした者に対し、当該通報又は報告したことを理由とする不利益取扱を禁止する。
 - (3) 当社及びグループ各社は、公益通報した者に対する不利益取扱の禁止を社内通報規程にて定め、取締役等及び従業員に対し周知する。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役等及び従業員は、監査役（監査役会）の求めに応じ、その職務遂行に協力する。また監査役は当社の主要な会議に出席し、経営上の重要課題について説明報告を求めることができる。
 - (2) 取締役社長は、監査役、監査法人との定期的な意見交換会を開催する。
10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の該当職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係わる方針に関する事項
- (1) 当社は、監査役からの要請に応じ、監査役職務の執行に関連し生ずる費用について、事前申請又は事後速やかな報告により、その費用を前払い又は事後の支払いにより負担する。
 - (2) 当社は、監査役が独自の弁護士・公認会計士等の外部専門家を必要とした場合、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

VII. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

1. コンプライアンスに対する取り組み

当社及びグループ各社の取締役等及び従業員が企業行動指針に基づき、法令・定款及び社会的規範を遵守した行動をとるよう、コンプライアンス強化月間の実施などを通し定期的に周知徹底を図っております。また反社会的勢力対応規程定め、警察等外部専門機関と連携する等の体制を構築しております。

2. リスク管理に対する取り組み

当社取締役社長を委員長とする、「リスクマネジメント委員会」を年6回開催し、想定されるリスク及び発生したリスクに対応するとともに、リスク管理に関する共有及び管理を徹底しました。

3. 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組み

取締役会を年14回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の業務執行等の、分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。また業務執行に係る重要な案件について、取締役会への上程前に役員ミーティングに付議し執行役員等による議論を経ることで、取締役の業務執行の適正性及び効率性を図りました。

4. 監査役の職務の執行

常勤監査役は経営に影響する重大な事象について、取締役等及び従業員より報告を受け、また申請書の閲覧、各会議体への出席などを通して得た情報をタイムリーに各監査役と共有するとともに、必要な意見を表明しております。また内部監査室及び会計監査人と随時情報・意見交換を行う等、緊密な関係を保っております。

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2019年2月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,639,989	流動負債	5,921,184
現金及び預金	2,523,819	支払手形及び買掛金	1,228,502
売掛金	82,014	電子記録債務	2,193,419
預け金	896,975	1年内返済予定の長期借入金	1,158,600
商品	1,733,323	未払金	268,707
貯蔵品	22,970	未払費用	775,021
1年内回収予定の差入保証金	190,885	未払法人税等	38,663
繰延税金資産	143,029	未払消費税等	53,974
その他	46,970	預り金	85,815
固定資産	5,698,895	賞与引当金	61,200
(有形固定資産)	1,140,633	資産除去債務	17,291
建物	1,010,718	設備関係支払手形	39,989
器具及び備品	123,476	固定負債	1,895,380
建設仮勘定	6,438	長期借入金	1,075,000
(無形固定資産)	33,892	繰延税金負債	10,756
ソフトウェア	33,892	資産除去債務	791,417
(投資その他の資産)	4,524,369	長期未払金	18,207
投資有価証券	312,766	負債合計	7,816,565
長期前払費用	73,225	(純資産の部)	
差入保証金	4,148,476	株主資本	3,506,704
その他	94,842	資本金	100,000
貸倒引当金	△104,940	資本剰余金	1,979,367
		利益剰余金	1,430,422
		自己株式	△3,085
		新株予約権	15,615
		純資産合計	3,522,319
資産合計	11,338,884	負債純資産合計	11,338,884

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 2018年2月21日)
(至 2019年2月20日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
I 売 上 高		23,268,554
II 売 上 原 価		10,308,498
売 上 総 利 益		12,960,056
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,259,627
営 業 利 益		700,428
IV 営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	408	
債 務 勘 定 整 理 益	14,973	
為 替 差 益	3,450	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	4,188	
そ の 他	3,248	26,270
V 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,728	
そ の 他	3,424	14,153
経 常 利 益		712,545
VI 特 別 利 益		
移 転 補 償 金	883	883
VII 特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	6,952	
減 損 損 失	102,894	
そ の 他	4,057	113,904
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		599,524
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	34,264	
法 人 税 等 調 整 額	11,848	46,112
当 期 純 利 益		553,412
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		553,412

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年2月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,742,619	流動負債	2,974,468
現金及び預金	769,879	電子記録債務	68,433
預け金	896,975	1年内返済予定の長期借入金	1,158,600
貯蔵品	420	未払金	1,486,953
前払費用	11,274	未払費用	193,247
未収入金	829,741	預り金	5,253
1年内回収予定の差入保証金	190,885	賞与引当金	4,700
繰延税金資産	42,445	資産除去債務	17,291
その他	996	設備関係支払手形	39,989
固定資産	5,694,103	固定負債	1,895,380
(有形固定資産)	1,140,633	長期借入金	1,075,000
建物	1,010,718	繰延税金負債	10,756
器具及び備品	123,476	資産除去債務	791,417
建設仮勘定	6,438	長期未払金	18,207
(無形固定資産)	19,100	負債合計	4,869,848
ソフトウェア	19,100	(純資産の部)	
(投資その他の資産)	4,534,369	株主資本	3,551,259
投資有価証券	312,766	資本金	100,000
関係会社株式	50,000	資本剰余金	1,979,367
出資金	1,270	資本準備金	100,000
従業員に対する長期貸付金	2,122	その他資本剰余金	1,879,367
長期前払費用	73,225	利益剰余金	1,474,977
差入保証金	4,148,476	その他利益剰余金	1,474,977
店舗賃借仮勘定	48,889	繰越利益剰余金	1,474,977
その他	256	自己株式	△3,085
貸倒引当金	△102,637	新株予約権	15,615
資産合計	8,436,722	純資産合計	3,566,874
		負債純資産合計	8,436,722

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2018年2月21日)
(至 2019年2月20日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
I 営 業 収 入		4,694,800
営 業 総 利 益		4,694,800
II 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,317,737
営 業 利 益		377,062
III 営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	402	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	6,492	
そ の 他	1,980	8,875
IV 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,728	
そ の 他	2,678	13,407
経 常 利 益		372,530
V 特 別 利 益		
移 転 補 償 金	883	883
VI 特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	6,952	
減 損 損 失	102,894	109,847
税 引 前 当 期 純 利 益		263,566
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△52,273	
法 人 税 等 調 整 額	103,032	50,758
当 期 純 利 益		212,808

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年4月4日

パレモ・ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木賢次 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 膳亀聡 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、パレモ・ホールディングス株式会社の2018年2月21日から2019年2月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パレモ・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年4月4日

パレモ・ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木賢次 ⑩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 膳亀聡 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パレモ・ホールディングス株式会社の2018年2月21日から2019年2月20日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年2月21日から2019年2月20日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び使用人等並びに有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年4月5日

パレモ・ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 土田 新一郎 (印)

監査役 平岡 繁 (印)

監査役 (社外監査役) 今枝 剛 (印)

監査役 (社外監査役) 川口 直也 (印)

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は経営基盤の強化を図りながら、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。安定的な配当の継続・維持に留意するとともに、事業計画、業績、財務状況等を総合的に勘案しまして、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

当社株式は2019年3月26日をもちまして、東京証券取引所JASDAQ市場から東京証券取引所市場第二部へ指定替えになるとともに名古屋証券取引所市場第二部に新規上場されました。

つきましては、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表すため期末配当金につきまして、1株当たり3円の記念配当をさせていただきますと存じます。

この結果、期末配当金は普通配当3円に記念配当3円を加え、1株当たり6円とさせていただきますと存じます。なお、中間配当金（1株当たり3円）を含めた年間配当金は、1株当たり9円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり金6円 総額72,248,712円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年5月17日

第2号議案 定款の一部変更の件

(1) 変更の理由

当社グループの経営効率のさらなる向上を図るため、本店を名古屋市に移転することとし、これに伴い、現行定款第3条（本店の所在地）の変更を行うものがあります。また、当社子会社である株式会社パレモ並びに株式会社ビックスの本店も同所在地へ移転いたします。

なお、現行定款第3条の変更につきましては、本店移転予定日である2019年7月8日をもって効力を生ずるものとし、この旨を明確にするために附則を設けるとともに、その効力発生日経過後に当該附則を削除するものいたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第2条 （条文省略）	第1条～第2条 （現行どおり）
（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を <u>愛知県稲沢市</u> に置く。	（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を <u>名古屋市</u> に置 く。
第4条～第40条 （条文省略）	第4条～第40条 （現行どおり）
（新設）	<u>附則</u> （本店所在地に係る規定の効力発生日） <u>第3条に係る規定の変更は、2019年7月8日の本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生日経過後これを削除する。</u>

第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役7名全員は任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化等を図るため、取締役を1名減員し、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	よし だ かおる 吉 田 馨 (1956年6月10日生)	1979年3月 株式会社鈴丹入社 1997年5月 同社中部営業部長 2000年3月 同社西日本営業部長 2005年5月 同社執行役員 2006年5月 同社取締役営業部長 2009年2月 同社取締役商品部長 2010年2月 同社代表取締役社長 2012年2月 当社専務取締役アパレル事業本部長 2015年2月 当社代表取締役社長(現任) 2017年3月 株式会社パレモ代表取締役社長(現任)	20,421株
2	なが い たか し 永 井 隆 司 (1955年7月9日生)	1978年3月 ユニー株式会社(現ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社)入社 2001年1月 当社経理管理部長 2004年5月 当社取締役経理管理部長 2008年5月 当社常務取締役経理管理部・情報サービス部担当兼経理管理部長 2010年1月 当社常務取締役管理担当 2015年5月 当社常務取締役管理担当兼子会社担当 2018年5月 当社専務取締役管理担当兼子会社担当(現任)	20,300株
3	ふく い まさ ひろ 福 井 正 弘 (1965年1月21日生)	1988年3月 株式会社鈴丹入社 2012年2月 当社社長室マネージャー 2013年2月 当社社長室統括マネージャー 2015年5月 当社社長室長 2017年5月 当社執行役員社長室長 2018年5月 当社取締役社長室長(現任)	2,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	たけ なか みき お 竹 中 幹 雄 (1976年 8月26日生)	<p>2001年11月 朝日アーサーアンダーセン株式会社(現PwCコンサルティング合同会社)入社</p> <p>2006年 7月 アーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザーサービス株式会社入社</p> <p>2010年 3月 フェニックス・キャピタルグループ入社(現任)</p> <p>2012年 5月 ティアック株式会社執行役員経営統括本部副本部長</p> <p>2013年 7月 花菱縫製株式会社取締役</p> <p>2015年 4月 エンデバー・ユナイテッド株式会社ディレクター</p> <p>2017年 5月 当社取締役(現任)</p> <p>2018年 3月 株式会社ジャヴァホールディングス取締役(現任)</p> <p>2018年 4月 エンデバー・ユナイテッド株式会社マネージングディレクター(現任)</p>	一株
5	なが た あき お 永 田 昭 夫 (1948年 9月15日生)	<p>1976年 3月 公認会計士登録</p> <p>1988年 8月 中央新光監査法人代表社員就任</p> <p>2007年 8月 あずさ監査法人代表社員就任</p> <p>2011年 7月 公認会計士永田昭夫事務所開設(現任)</p> <p>2012年 6月 日本トランスシティ株式会社社外監査役(現任)</p> <p>2013年 5月 株式会社UCS社外監査役</p> <p>2015年 5月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2015年 6月 竹田印刷株式会社社外監査役(現任)</p>	2,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	あか つか のり あき 赤 塚 憲 昭 (1946年10月13日生)	1970年4月 株式会社東海銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 1997年5月 株式会社鈴丹取締役経営企画室長 1999年4月 株式会社東海銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）執行役員 2000年6月 株式会社トーマン代表取締役専務 2003年6月 株式会社セントラルファイナンス代表取締役常務 2003年6月 株式会社シーエフプランニング代表取締役社長 2005年6月 カネ美食品株式会社監査役 2005年6月 株式会社セントラルファイナンス代表取締役専務執行役員 2009年4月 株式会社セディナプランニング代表取締役社長 2009年4月 株式会社セディナ取締役専務執行役員 2018年5月 当社社外取締役（現任）	86株

(注) 1. 候補者の竹中幹雄氏の主要株主における地位及び担当等について

(1) 取締役候補者の主要株主における地位及び担当について

候補者である竹中幹雄氏の、当社の主要株主であるエンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・スリー投資事業組合を運営管理するエンデバー・ユナイテッド株式会社における業務執行者としての地位および担当は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。

(2) 取締役候補者との責任限定契約について

当社は竹中幹雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金120万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。なお、同氏が原案どおりに再任された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。

2. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 候補者の永田昭夫氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は永田昭夫氏を、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ており、同氏が原案どおり再任された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
 - (1) 社外取締役候補者の選任理由等について
永田昭夫氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、その長年の経験と見識により、コーポレートガバナンス強化が図られるほか、株式会社鈴丹（2012年2月21日付けで当社に吸収合併）に対し、2005年2月期から2011年2月期にかけて監査法人のサイナーとして関与した実績を有しており、当社の経営に対する様々な助言及び意見が期待できるものと考えております。なお、同氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと考えております。
 - (2) 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は永田昭夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金120万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。なお、同氏が原案どおりに再任された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。
 - (3) 社外取締役に就任してからの年数について
永田昭夫氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、4年であります。
4. 候補者の赤塚憲昭氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は赤塚憲昭氏を、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ており、同氏が原案どおり再任された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
 - (1) 社外取締役候補者の選任理由について
赤塚憲昭氏は、長年にわたる企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に加え、1997年には、株式会社東海銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）から株式会社鈴丹（2012年2月21日付けで当社に吸収合併）に出向し経営再建に導いた実績からも、当社の経営に対し、客観的立場から必要に応じて、ご指摘、ご意見をいただけるものと考えております。
 - (2) 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は赤塚憲昭氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金120万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。なお、同氏が原案どおりに再任された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。
 - (3) 社外取締役に就任してからの年数について
赤塚憲昭氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、1年であります。
5. 取締役の選任に関する議案に記載すべき事項については、上記の他に特記すべき事項はありません。

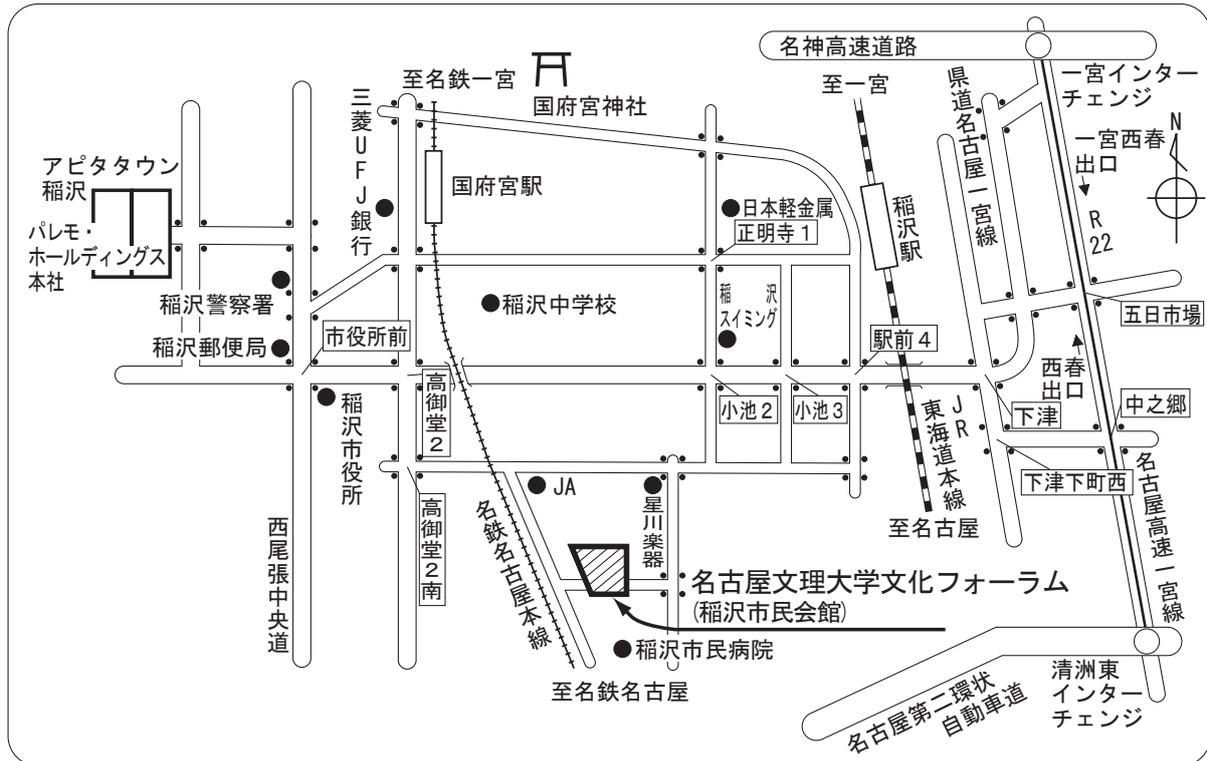
以 上

株主総会会場ご案内図

株主総会は名古屋文理大学文化フォーラム（稲沢市民会館）中ホールで開催いたしますので、ご出席の際は下記のご案内図をご参照ください。

所在地 愛知県稲沢市正明寺三丁目114番地 ☎(0587)24-5111

〔受付開始予定時刻〕 当日午前9時



〔交通機関〕

- JRにてお越しの方は、「稲沢駅」で下車してください。
 （「名古屋駅」より所要時間は約15分です。）
 名鉄電車にてお越しの方は、「国府宮駅」で下車してください。
 （「名鉄名古屋駅」より所要時間は約15分です。）
 なお、当日名鉄「国府宮駅」を午前9時00分と9時30分に、JR「稲沢駅」を午前9時10分と9時40分に出発するバスを用意しておりますので、ご利用ください。
 お帰りのバスは、名鉄「国府宮駅」経由、JR「稲沢駅」行きとなります。
- お車でお越しの方は、当会場の駐車場をご利用ください。
 （名古屋駅より約14km、一宮インターチェンジより約5km、清洲東インターチェンジより約6km、西春出口（清洲方面のみ）より約5km、一宮西春出口（一宮方面のみ）より約5kmです。）